

騒音規制法

○特定施設

1 金属加工機械		
イ	圧延機械	原動機の定格出力が22.5kW以上のものに限る
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシーン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る
ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く
ホ	機械プレス	呼び加圧能力が294kN（キロニュートン）以上のものに限る
ヘ	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	砥石を用いるものに限る
2 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
4 織機		原動機を用いるものに限る
5 建設用資材製造機械		
イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る
6 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る
7 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
ハ	碎木機	
ニ	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
ホ	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
ヘ	かなな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る
8 抄紙機		
9 印刷機械		原動機を用いるものに限る
10 合成樹脂用射出成形機		
11 鋳造型機		ジョルト式のものに限る